

佐倉市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市立図書館（以下「図書館」という。）の所蔵する雑誌を、企業等がその購入代金を負担することで、当該雑誌のカバー等を広告媒体として活用する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、佐倉市広告掲載要綱平成19年12月1日施行 19佐政第262号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度の導入により、民間企業等に情報発信の場を提供するとともに、新たな財源を確保することで、図書館資料の充実、及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(内容)

第3条 広告を掲載する企業等（以下「スポンサー」という。）が、指定する雑誌の購入代金を負担する。

2 スポンサーは、指定する雑誌の所蔵が複数館にまたがる場合は、その所蔵館も指定することができる。

3 図書館は、提供された雑誌の最新号に装着したカバー表面にスポンサーの名称を表示し、裏面には広告を掲載して図書館利用者の閲覧に供する。なお、提供された雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

4 提供された雑誌は、指定された図書館が配架する。

5 提供された雑誌の所有権は、図書館に帰属する。

(スポンサーの対象)

第4条 スポンサーは、企業、商店、団体等とし、個人は対象外とする。

2 佐倉市広告掲載基準（平成19年12月1日施行 19佐政第264号）第4条に掲げる業種又は事業者に該当するものは対象外とする。

3 スポンサーとなった場合も、雑誌の提供期間内に前項に該当するに至った場合は、広告を取り消されることがある。

(広告の内容)

第5条 広告は、次の各号のいずれかに該当する内容のものは掲載しない。

(1) 佐倉市広告掲載要綱第3条に該当するもの

(2) 佐倉市広告掲載基準第5条又は7条（別表）に該当するもの

(3) その他教育長が掲載する広告として適当でないと認めるもの

(対象とする雑誌)

第6条 スポンサーは、図書館が作成した「雑誌リスト」より、提供する雑誌のタイト

ル及び提供館を選ぶものとする。

(広告の規格等)

第7条 広告の掲載位置は、佐倉市立図書館雑誌スポンサー募集要項にて定めるものとする。なお、広告掲載期間は、原則として1年間（認定通知に記載した広告掲載期間）とし、以降も希望すれば優先的に継続することができる。

(掲載料金)

第8条 広告の掲載料金は、スポンサーとなる雑誌の年間購入代金とする。

(スポンサーの募集方法等)

第9条 スポンサーの募集方法等は、佐倉市立図書館雑誌スポンサー募集要項にて定める。

(スポンサー及び掲載する広告の内容の審査)

第10条 スポンサーは、掲載する広告の内容について、事前に広告の掲載を希望する雑誌の所蔵館と協議するものとする。

2 教育長は、広告の内容に修正又は削除の必要があると認められる場合は、スポンサーにその旨を申し入れることができるものとする。

3 スポンサーは、正当な理由がない場合は、教育長が申し入れる広告の内容の修正又は削除に応じるものとする。

(スポンサーの決定等)

第11条 教育長は、申込みを受けた場合には、佐倉市広告掲載要綱第3条及び佐倉市広告掲載基準第5条、第7条（別表）に基づき、その内容を確認し、スポンサーを決定するものとする。

2 教育長は、スポンサーが決定した場合には、その可否に関わらず、佐倉市立図書館雑誌スポンサー認定・不認定通知書（様式第2号）により、速やかに申込者に通知する。

3 スポンサー決定の通知を受けた者は、市と覚書（様式第3号）を締結する。

(雑誌の納入方法等)

第12条 スポンサーは、提供する雑誌の年間購入代金等を、図書館が指定する雑誌納入業者へ直接支払うものとする。

2 支払いは一括払いとし、振込手数料はスポンサーの負担とする。

3 スポンサーの指定した雑誌が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

4 年間購入代金の値上げや、休刊による他雑誌への振り替え時における差額等が生じた場合の支払いは、覚書（第3号様式）第6条に基づき、協議を行うものとする。

(スポンサーの責任)

第13条 掲載する広告の内容についての責任は、スポンサーが負うものとし、苦情及びその他問題が発生したときは、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(広告掲載の取り消し)

第14条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。この場合において、既に支払われた雑誌購入代金は返金しないものとする。

- (1) スポンサー又は広告の内容が、本要領第4条、第5条の各号のいずれかに該当することが明らかになったとき
- (2) スポンサーが、教育長の申し入れする広告の修正及び削除に応じないとき
- (3) 佐倉市立図書館雑誌スポンサー制度申込書に記載した内容又は広告の内容に虚偽等が判明したとき
- (4) スポンサーが、佐倉市での営業・活動等を休止するとき

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。また、その他広告の掲載に関して疑義が生じた場合などは、必要に応じてスポンサーと協議して決める。

附則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

この要領は、平成29年3月15日から施行する。

この要領は、令和7年 月 2日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 佐倉市教育委員会教育長

(申込者)

住所または所在地

企業名・商店名・団体名

代表者名

印

佐倉市立図書館雑誌スポンサー申込書

「佐倉市立図書館雑誌スポンサー募集要項」に基づき、次のとおり申し込みます。

記

1 広告の掲載を希望する雑誌名

希望順位	雑 誌 名	所 蔵 館 名

2 広告掲載希望期間（原則として1年。1年ごとに継続可）

年 月 日から 年 月 日まで

3 担当者連絡先

部 署	
担当者名	
電話番号	
ファックス	
メールアドレス	

4 添付書類

(1) 広告図案

(2) 会社、団体の概要等

(備考) 同一の雑誌に複数の申し込みがあった場合は、前年のスポンサーが継続を希望した場合を除き、先着（受付）順とします。

年 月 日

(宛先)
住所または所在地
企業名・商店名・団体名
代表者名 様

佐倉市教育委員会教育長

佐倉市立図書館雑誌スポンサー認定・不認定通知書

年 月 日付で に提出された雑誌スポンサー
申込みについて、「佐倉市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領」に基づき、以下のと
おり決定しましたので、お知らせします。

記

- ・雑誌スポンサーに認定します。

雑誌名 「 」
広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

- ・雑誌スポンサーに認定しません。

【理由】

問合せ

第3号様式

佐倉市雑誌スポンサー覚書

佐倉市（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）
は、雑誌の提供等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

（提供雑誌）

第1条 甲は、乙から雑誌「 」の提供を受けるものとする。
2 乙は、雑誌の年間購入代金を、甲の指定する納入業者へ直接支払うものとする。

（広告掲載の方法）

第2条 甲は、乙から提供を受けた雑誌の最新号にカバーを掛けて、カバーの表紙面に乙の名称を掲載し、裏面に乙の広告を掲載する。この場合、広告の内容等について、事前に甲と乙で協議を行うものとする。

（提供期間）

第3条 乙が甲に対して雑誌を提供する期間は、 年 月 日から
年 月 日までとする。

（広告掲載の責務）

第4条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。
2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係わるすべての権利処理等が完了していることを、甲に対し保障するものとする。
3 第三者から広告に関連して苦情の申し立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

（広告掲載の取り消し）

第5条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができるものとする。
（1）乙又は広告の内容が、佐倉市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第4条及び5条のいずれかに該当することが明らかになったとき
（2）乙が甲の申し入れる広告の修正及び削除に応じないとき
（3）佐倉市立図書館雑誌スポンサー制度申込書に記載した内容又は広告の内容に虚偽等が判明したとき
（4）乙が、佐倉市での営業・活動等を休止するとき

（協議）

第6条 本覚書に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 住 所 佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市

市長

⑨

乙 住 所

商号又は名称

役 職

代表者氏名

⑨